

社会福祉法人帯広太陽福祉会
役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人帯広太陽福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常務理事については、報酬を支給する。
- (2) 監事が監査を実施した場合については、報酬を支給する。
- (3) 役員等が理事会及び評議員会の会議に出席した場合については、報酬を支給する。
- (4) 上記を除く役員等については、報酬を支給しない。

(報酬の算定方法)

第 3 条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常務理事 月額 150,000円
- (2) 監事の監査実施 日額 20,000円
- (3) 理事会及び評議員会 日額 10,000円

(費用弁償)

第 4 条 役員等が、第2条第1項(2)及び(3)を除く会議等に出席し法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、常務理事及び施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。

- (1) 理事長 日当 6,000円
- (2) 理事長を除く役員等 日当 5,000円

2 役員等が法人業務のため出張したときには、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(当法人職員給与との併給)

第 5 条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第 6 条 役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号に定める時期とする。

- (1) 常務理事報酬については、当該月の報酬を 25 日に支給する。ただし、支給日が休日等に当たるときは、前日とする。
- (2) 上記を除く役員等の報酬については、当該監査又は会議実施日の翌月 25 日に支給する。ただし、支給日が休日等に当たるときは、前日とする。

(報酬の日割り計算)

第 7 条 新たに常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常務理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、当該月の日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常務理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規定により、計算金額に 100 円未満の端数が生じたときには、これを 100 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する

付 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する（監事報酬の支給）

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。